

令和7年3月18日（火曜日）
（会議第5日目）

応招議員

1 番	濱 村 美 香	2 番	山 本 牧 夫	3 番	澳 本 哲 也
4 番	宮 地 葉 子	5 番	宮 川 徳 光	6 番	浅 野 修 一
7 番	水 野 佐 知	8 番	青 木 浩 明	9 番	山 本 久 夫
10 番	吉 尾 昌 樹	11 番	小 松 孝 年	12 番	矢 野 昭 三
13 番	矢 野 依 伸	14 番	中 島 一 郎		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	西 村 康 浩
総 務 課 長	土 居 雄 人	企画調整室長	渡 辺 健 心
情報防災課長	村 越 淳	住 民 課 長	佐 田 幸
環境政策室長	宮 川 智 明	健康福祉課長	野 村 晃 稚
農業振興課長	斉 藤 長 久	まちづくり課長	徳 廣 誠 司
産業推進室長	秋 森 弘 伸	地域住民課長	河 村 美智子
海洋森林課長	今 西 和 彦	建 設 課 長	河 村 孝 宏
会 計 管 理 者	國 友 広 和	教 育 長	宮 川 雅 一
教 育 次 長	岡 本 浩		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦 書 記 山 崎 あゆみ

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

1 番 濱 村 美 香 2 番 山 本 牧 夫

令和7年3月第13回黒潮町議会定例会

議事日程第5号

令和7年3月18日 9時00分 開議

- 日程第1 一般質問（質問者：10 番）
- 日程第2 議案第69号から第105号まで
（常任委員長の報告・質疑・討論・採決）
- 日程第3 議案第106号及び第107号
（提案理由の説明・質疑・討論・採決）
- 日程第4 議案第108号
（提案理由の説明・質疑・討論・採決）
- 日程第5 議案第109号から第122号まで
（提案理由の説明・質疑・討論・採決）
- 日程第6 議員提出議案第3号及び第4号
（提案趣旨説明・質疑・討論・採決）
- 日程第7 議員提出議案第5号
（提案趣旨説明・質疑・討論・採決）
- 日程第8 議員の派遣に関する件について
- 日程第9 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

議 事 の 経 過

令和7年3月18日
午前9時00分 開会

議長（中島一郎君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に従い、会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第1、一般質問を行います。

発言を許します。

質問者、水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

おはようございます。

通告書に従い、2 問、質問をします。

1、加齢性難聴者への補聴器購入助成について。

1 番、加齢性難聴者の実態把握と対応はどのように行われていますか。

今議会で予算案が提出されていますが、実際に一人でも多くの町民が有効に利用でき、家族や地域の人たちと一緒に笑顔で快適に過ごせることを願って質問を行います。

これまでも、この件については、署名を集めたり、質問しようと思いつつも、なかなか質問に至りませんでした。

今回の質問はこれまでも何度か議会傍聴に来てくれましたが、やり取りが聞き取りにくいからと来ることを諦めてしまった方のために行います。

そのためにできるだけ分かりやすく行えるよう努めたいと思いますので、答弁をよろしくお願いします。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

おはようございます。

それでは、水野議員のカッコ1、加齢性難聴者の実態把握と対応はどのように行われているかのご質問にお答え致します。

厚生労働省の広報によると、加齢性難聴とは、年齢を重ねることで徐々に進行する聴力低下のことを指し、一般的に40歳代から聴力が低下する傾向があると言われています。

さらに、65歳を超えると聞こえづらさを感じる人が急激に増え、75歳を超えると約半数の人が聞こえづらさを感じるとも言われていますが、加齢性難聴者数については、見つけることができませんでした。

また、黒潮町においても独自の実態把握は行っておりません。

また、対応する事業はありませんが、高齢者や聴覚障害のある方とのコミュニケーションの円滑化のために、役場窓口では集音器等を活用しております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

先日の高知新聞でも、加齢性難聴を加齢性難聴早めに受診を、聞き間違いがシグナルにという記事で、放置して難聴が進行しないよう、聞こえ方のセルフチェックで一つでも当てはまれば耳鼻科の受診を進めています。

ただ、初診の段階で直ちに生活に支障がなければ、病院に足が向かない人も多いです。

当町では、保健事業実施計画や特定健診等の実施計画の中で、町内に医療機関が少なく外来受診件数が低く、重症化して医療機関を受診することで入院が長期化する等の課題分析をされていますが、加齢性難聴者にとっても同じことが言えると思います。

近隣の自治体に耳鼻科はあっても数が少ないこと、自分の足で行くことが困難であることも影響していると思いますが、そのことに対してはどのように考えておられますか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の再質問にお答え致します。

加齢性難聴者と申しますのは、やはり個人個人、聞こえ方であったり、その症状も異なります。

また、聞こえづらさを感じても、それをそのまま病院に行くことなく過ごされる方も中にはおられます。

町としましては、やはり、聞こえづらさを感じたら、まず受診をしていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

2 番に移ります。

加齢性難聴者の認知症とうつ病との関連リスクの実態把握は、どのように行われていますか。

厚生労働省が聞こえの重要性をインターネットで公開し、補聴器についての指摘をしています。

その中で、コミュニケーションが円滑にいかなくなると、自分の気持ちをうまく伝えられない等、ストレスを感じることもある。自信をなくしたり、社会的に孤立し、うつ状態に陥るなど、社会生活に悪影響を及ぼす可能性もある。最近では、難聴により認知症の発症リスクが高くなることも報告されています。

そこで、加齢性難聴者と認知症とうつ病との関連リスクの実態把握はどのように行われていますか。

お願いします。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員のカッコ2、難聴者の認知症とうつ病との関連リスクの実態把握はどのように行われているか、のご質問にお答え致します。

令和元年、WHO 世界保健機関が示した WHO ガイドラインにある認知機能低下及び認知症のリスク低減に向けた推奨項目の中に、うつ病への対応、難聴の管理が含まれていますが、どちらも科学的根拠は不十分となっております。

また、厚生労働省としての見解も示されてないことから、現時点では、調査研究段階であるという認識であります。

町としまして、厚生労働省からの難聴者の認知症とうつ病との関連リスクについての正式な発表を待っている状況です。

従いまして、現時点での実態把握についても行っておりません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

厚生労働省が聞こえの重要性をインターネットで公開し、補聴器についての指摘をしていますので、また確認をお願いします。

先ほど紹介した高知新聞の記事の中で、岡山県では主に専門医が少ないなど、受診機会が限られる県内の自治体をイベントなどに合わせ聴覚検診車で訪問する。

タブレットを使った簡易検査を無料で実施し、難聴の疑いがある人は、受診につなげる。

大学病院、医療機関が補聴器の会社と協力したプロジェクトで、これまでに約 700 人が検査を受け、半数近くに難聴の疑いがあったそうです。

当町でも、そのような補聴器の会社や保健所などと連携した取り組みを何かできませんか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは、水野議員の再質問にお答え致します。

今現在は、町としてはそのような対応は行っておりません。

ただ、今後につきましては、そういった声があることや、またそういった協力できる団体があるものかどうかなども含めて、近隣市町村含めて調査とか、うちの方としても検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

今後検討してくださるということですので、よろしくお願いします。

実は、私は以前勤めていた近隣の自治体で、補聴器の会社の方と一緒に補聴器を使用している方のおうちを訪問して、少人数で補聴器の会社の方に相談に乗ってもらったことで、補聴器に対して不調を感じていたのを適切に装着できるように改善したという経験があります。

当町でもそのような取り組みはされていますか。または、今後できませんか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは、水野議員の再質問にお答え致します。

現在のところは、そのような取り組みはできておりません。

ただ、先ほどの答弁とも重複しますが、そういった声があるかどうかの確認も含めて、今後、必要であれば検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

よろしくお願いします。

3 番、黒潮町版地域包括ケアシステムの中で、難聴者への対応と課題についてはどう考えますか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員のカッコ 3、黒潮町版地域包括ケアシステムの中で、難聴者への対応と課題についてはどう考えるかのご質問にお答え致します。

黒潮町版地域包括ケアシステムでは、あったかふれあいセンターを核として、地域で安心して暮らせることを目指しています。

住民の中にはさまざまな方がおり、その中には、加齢性難聴の方や聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けている方もおられます。その方に対しては、聞き取りやすい声の大きさや高さで話しかけたり、筆談や必要に応じて手話等を活用して対応をしていただいていると認識しております。

また、町としましては、必要な場面では、手話通訳派遣事業を活用して対応させていただいております。

課題としましては、ご本人がコミュニケーション取りづらさを感じたり、周りの方の配慮等に対して遠慮してしまう方などは、社会参加の機会が減少し、閉じこもりがちになる可能性があると考えます。

地域包括ケアとはそのような方を支援することにも重きを置いておりますので、アウトリーチの訪問などで社会との接点を切らないよう支援していきます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

黒潮町版地域包括ケアシステムは、幡多郡下の中でも注目されている立派な事業だと思います。

先ほど、課長が手話とかも用いてと言われてましたが、加齢性難聴の方は中途障害ですので、手話を取得してたらまだコミュニケーションの方法とかもまだ分かりやすい、伝えやすい部分とかもあると思うんですけれども、なかなかそういう部分が障害になるようなこともあると思いますので、ぜひ地域包括ケアシステムを使って、難聴があるということで集いの場に参加するっていうことが、先ほど課長も言われてましたように社会参加が困難になって閉じこもりになる。そこからいろいろな病気、足が弱ったりとか、頭が弱ったりとかっていうふうなこともかも生じてくると思いますので、地域包括ケアシステムの中でいろんな人の目によって少しでも、一人でも多くの方が地域で安心して笑顔で暮らせるように、お互いに努めていけるようにしていきます。

ある方は、みんなが何を話しているのかよう分からなかったけど、取りあえず笑っていた。難聴は微笑みの障害とも言われています。ある方は、自律神経失調症で膀胱炎や腰痛などを繰り返すので、主治医から喫茶店にモーニングに行くことを受診のたびに勧められているけど、人の話が聞こえにくい、聞き返すのが気の毒だから喫茶店にはいけない、と言われていました。

また、補聴器を使うことで脳の機能が回復するとも聞いています。ある方は、耳鼻科の先生から、補聴器の使い始めは雑音も入ってきてうるさく感じるが、使い続けることが大事と言われたということでした。それは、

私たちの脳は雑音と聞きたい音を無意識により分けていて、聞きたい音がちゃんと聞こえるようになっているが、耳が遠くなって時間がたつと、その能力が低下する。そうってから補聴器をつけるといろんな音が入ってくるのでうさく感じるが数カ月使っていると脳の音をより分ける能力が復活してきて、ちゃんと聞こえるようになるということだそうです。

その方は、3 カ月使っていたらそのとおりうまく聞き取れるようになってきたと言っていました。

地域ケアシステムの中で、このような取り組みを行うことは可能ですか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員の再質問にお答え致します。

地域の中で、その加齢性難聴というのは先ほど答弁でも申しましたように、どうしても年齢に応じて増えてくるものでございます。

そういった方が実際聞こえにくいというのは外見からでは分からないものですので、やはり地域の周りの方の助けが必要だと考えております。

この地域包括ケアシステムでは、自助だけでなく、やっぱり公助、共助等もうたっております。まずは、ご自分で悩まれたときにはまず受診をしていただくことが大事だと思いますし、そういったことをまた周りの方が助けられる、そういった地域づくりのことも必要だと考えております。

そういった中で、孤立することのないように今後も努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

よろしくお願いします。

4 番、介護予防、健康づくりのための国からの介護保険保険者努力支援交付金をどのように活用していますか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員のカッコ 4、介護保険保険者努力支援交付金をどのように活用しているか、のご質問にお答え致します。

介護保険保険者努力支援交付金は、地域支援事業で実施する事業において、1 号介護保険料で賄うべきとされている 23 パーセントに対する財源として充当しております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

5 番に移ります。

介護保険保険者努力支援交付金の目的の中の認知症総合支援の取り組み状況に、25 年度から新たに認知症の総合支援の一つとして、難聴高齢者の早期発見、早期介入等の取り組みの評価指標が入りました。

要介護の改善や高齢者の社会参加などの目的で、難聴高齢者の早期対応や普及啓発など、推進的に取り組んでいる自治体に対し交付金を充てるということですが、当町での考えをお聞きます。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員のカッコ5、介護保険者努力支援交付金を今後どのように活用していくかのご質問にお答え致します。

介護保険保険者努力支援交付金は、活用に制限がありますので、今後も地域支援事業で実施する事業に対する1号保険料の財源として充当していく予定となっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

山形市では、この交付金を利用して、聞こえくつきり事業に取り組んでおり、介護予防教室や補聴器相談医の定期受診、データ分析など、総合的な事業を行っています。

厚生労働省では、補聴器だけでなく自治体によって重要な部門に交付金を活用してほしいと述べていますが、当町でも、この交付金を補聴器購入時だけでなく、定期的な調整費用や補聴器による社会参加率の調査費用に今後使っていくような考えはありませんか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは、水野議員の再質問にお答え致します。

現在のところ、この努力支援交付金につきましては、先ほど申しましたとおり使用期限が定められているといったこともありますので、現在のところはそういった活用の予定はございません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

次の質問に移ります。

今後、補聴器の購入助成をどのように行っていく考えですか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは水野議員のカッコ6、購入助成についてのご質問にお答え致します。

加齢性難聴者への補聴器購入助成としましては、令和7年度に実施できるよう介護保険特別会計で予算計上をしております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

助成の上限額、所得制限の有無、何人を想定しているか、償還払いであるか、住民者払いであるかについてお聞かせください。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは、水野議員の再質問にお答え致します。

まず、対象者でありますけど、65 歳以上の黒潮町介護保険被保険者で、非課税世帯の方で聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けてない方。

また、耳鼻咽喉科の医師から、中等度難聴で日常生活に支障があり、補聴器の使用の必要性が認められた方を対象としております。

あと、購入費の上限ですが、購入費の2 分の1 助成で、上限を5 万円としております。

あと、支払方法ですが、受領委任払ということで、現在詰めております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

助成の人数は何人を想定していますか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは、水野議員の再質問にお答え致します。

現在、予算上では30 名を見込んでおります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

申請の方法についてですが、病院の証明が要るということですが、証明書料の負担はどうなっていますか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは、水野議員の再質問にお答え致します。

現在のところ、そういう証明料につきましては、自己負担を検討しております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

故障したりとか、紛失したりとかっていうふうなことが多々あると思いますが、申請は1 回限りですか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは、水野議員の再質問にお答え致します。

この助成につきましては、初回の購入のみとしております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

制度を住民に分かりやすく丁寧に知らせていくことが大変重要であると思います。

加齢性難聴の方は特にコミュニケーションに困っておられる方たちですが、早期発見、早期治療という重症化予防のために、具体的にどのように住民に知らせていくお考えですか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは、水野議員の再質問にお答え致します。

現在のところ、広報等によって周知する予定としております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

申請をするために医療機関にかかるのも、家族に負担をかけたり、交通手段がうまく確保しにくかったりと、私が今まで出会った聴覚障害のある方たちは、比較的我慢や諦めたりという機会が少なくないと思いますが、病院にかかりやすい、申請をするために病院に行きやすい、申請しやすい体制をどうやって、どのように取られますか。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは、水野議員の再質問にお答え致します。

そういった悩みとか不安がある方につきましては、ぜひ、役場窓口の方にお越しいただければと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

先日、ある地区で敬老会で出し物をするのに、高齢者から、わしらあは耳が遠いけん、いろいろにぎやかにやられても何を言ひゆうか分からん。やけん、目で見て楽しめるようにしてほしいと言われたので、派手なアクションのある衣装などの工夫をして、自分たちも楽しめたとの話を聞きました。

このことから、高齢や障害があっても皆で元気にいきいきと暮らしていくことについて考えさせられました。

同時に、この高齢者らは、自分がこういうサービスをしてほしいと主体的に自分の要望を堂々と伝えることができ、そのことが地域全体の気付きや支え合いにつながっていると感じました。

この補聴器の購入補助が、そういう地域の維持、活性化につなげることを願っています。

以上で、1 問目の質問を終わります。

2 番、通告書の訂正をします。

通告書では、若山楮和紙工房についてとなっていますが、正式名称は黒潮町和紙工房施設に訂正します。

1 番、平成 29 年 4 月に施行された黒潮町和紙工房施設の設置及び管理に関する条例には、1、地域に残る伝統産業継承し、町内で栽培される楮を使用して、良質な和紙の原料を生産し加工することにより、地域に新たな雇用を創出して町民所得の向上を図り、集落活動センター佐賀北部の活動施設として使用することにより、交流人口の拡大を図り地域の活性化に資することを目的とするとありますが、それから 8 年が経過しましたが、黒潮町和紙工房について、町長の施政方針にあった、地域で支え合いながら安心して暮らし続ける仕組みづくりのため、具体的にどのような姿勢で取り組んでいこうと考えていますか。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（河村美智子君）

それでは水野佐知議員の、黒潮町和紙工房施設のカッコ 1、どのような姿勢で取り組んでいこうと考えているかについてお答え致します。

先ほど議員もおっしゃられたとおり、黒潮町和紙工房施設は、平成 28 年度に高知県集落活動センター推進事業の補助を受けて建設された施設で、町内で栽培される楮を使用して良質な和紙の原料を生産、加工することにより、地域の雇用を創出するとともに、集落活動センター佐賀北部の活動施設として使用することで、交流人口の拡大を図り、地域の活性化に資することを目的として設置されたものです。

また、管理、運営につきましては、地域の活力を積極的に活用し、設置目的を効果的かつ効率的に運営できる組織へ指定管理を行っており、現在、黒潮町佐賀北部活性化推進協議会を指定管理者として指定し、協定を結んでおります。

町としましては、若山楮）和紙工房施設が適正に管理、運営がなされているかを監督するとともに、佐賀北部の地域課題を共有し、活動の在り方、活用について協議会と一緒に考え、支援する体制で行っております。

今後も、連携を取りながら取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

2 番に移ります。

本年度より、新たに地域おこし協力隊を佐賀北部活性化推進協議会への指定管理により募集予定とのことですが、そのメリット、デメリットについては、どう考えますか。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（河村美智子君）

水野議員のカッコ 2、委託におけるメリット、デメリットについてはどう考えるかについてお答え致します。

若山楮和紙工房では、以前より後継者不足により事業継承が課題となっております。

この課題を解決するために、来年度、地域おこし協力隊制度を活用し、佐賀北部活性化推進協議会が主体となって受け入れを行う計画をしております。

協力隊の雇用につきましては、町が直接雇用するのではなく事業所への委託型を計画しており、そのメリットにつきましては、時間的な制限や業務制限等がなく、事業所の動きに即した活動ができる点が挙げられます。

デメリットにつきましては、協力隊員に関しましては今のところ特に考えられることはございませんが、雇用する側、受け入れる側におきまして、雇用業務や会計業務などが発生するため、事務負担が増えるといったことが考えられます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

今、課長が説明してくださったように、デメリットの部分の雇用する側に事務負担が増えるということと、佐賀北部全体の地域課題でもあります高齢化というふうな問題があって、いろいろこう雇用する側の不安というものが多くあると思いますので、今まで会議を月に 1 回持って、町とも一緒に、地域と一緒に月 1 回の会議を持っていたということですが、コロナになってなかなかそういう会議が開けていないと。

そのことがまた不安でもあるというふうに言う声もありますので、今後、町も一緒に開かれた場をつくってほしいと。で、雇う側の話し合いの場というものを情報共有できる場をつくってほしいという要望がありますので、そのようにお願いします。

次、3 番に移ります。

伝統産業を継承していく上で、今後、地域おこし協力隊をどのように活用していきますか。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（河村美智子君）

水野議員のカッコ 3、伝統文化を維持継続していく上で、今後、地域おこし協力隊をどのように活用していくかにつきましてお答え致します。

現在、若山楮事業で活動されている方は、平均 80 歳代であり、後継者の不足が喫緊の課題となっております。

若山楮という伝統文化継承し、活性化していくために必要な人材確保としまして、先ほどのご質問の際にも答弁致しましたが、来年度、地域おこし協力隊制度を活用し、佐賀北部活性化推進協議会が主体となって、受け入れを行う計画をしております。

協力隊の業務としましては、楮の栽培から紙原料づくり、紙すき等の事業継承、集落活動センター佐賀北部の楮部会のコーディネートなどを行っていただく予定で、3 年間の任期満了後は、自発的な思いを持って、若山楮和紙工場の運営と農業などに活動していただくことを想定しております。

また、採用につきましては 4 月以降を予定しており、現在、準備を進めております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

今、課長の答弁にもあったように、平均年齢 80 歳、地域自体が少子高齢化で人材不足という中で、若い方が来ていただいて、また定住して町に活気が戻ることを、地域が活性化していくことを一緒に取り組んでいきたいと思います。

4 番に移ります。

長年にわたる地元の小学校での卒業証書の紙すきや楮栽培、今年は作業前に夏休みの朝早くから草刈りにも参加するなどの、小学生の主体的なかかわりがありました。

このように、若山楮は大切な教育素材でもあります。

ふるさと・キャリア教育における現在の到達点と課題は何ですか。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは水野議員の、地元の小学校での卒業証書づくりなどが定着しているが、ふるさとキャリア教育における現在の到達点と課題は何かのご質問にお答えします。

拳ノ川小学校では、地域の伝統産業である若山楮の歴史、栽培者の思い、願いなどを知り、自分たちで楮の世話や観察から蒸し剥ぎ体験、卒業証書づくりを行っています。

楮の栽培から和紙づくりまでの学習活動を通して、地域の伝統産業を誇りに思う心、ふるさとを愛する心情を培うことができ、地域の方を講師に招き指導をいただくことで、地域との交流がより深まり、ふるさとを大事にしようと思う心情を育んできました。

楮の学習は拳ノ川地区の大事な産業文化であり、地域との交流等で終わってしまわないよう、教育的狙いを明確にし、活動内容や時間配分についても見直しと精選しながら取り組んでいるところです。

佐賀小学校6年生も、蒸し剥ぎ、紙すき体験を行っています。

黒潮町全体におけるふるさと・キャリア教育の効果につきましては、令和6年度全国学力学習状況調査の質問紙、地域や社会を良くするために何かしてみたいと思うかの肯定的割合が、黒潮町の小学校6年生、中学校3年生とも高く、高知県平均及び全国平均を上回っています。

この結果から、ふるさと・キャリア教育の取り組みは、児童生徒にふるさとを大事に思う心を育み、地域社会をよりよく変容したいと思える人材の育成につながっていると考えられます。

地域の特性を生かした取り組みを体験活動や交流だけで終わることのないよう、これまでも取り組んできたことではありますが、引き続き、教科横断的、探究的な学習を展開しながら進めることが必要であると考えています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

引き続き、この事業を強化していってほしいと思います。

次の質問に移ります。

少子高齢化の地域の中で、住民は、黒潮町和紙工房に働きに来ることで生きがいを持ち、地域で安心して暮らし続けることなどが、地域の医療、福祉、保健を支える役割も果たしていると思いますが、これは地域活性化にとっても重要な視点であると考えますが、どうですか。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（河村美智子君）

水野議員のカッコ5、ここに働きに来ることで、医療、福祉、保健を支える役割も果たしている。地域活性化において重要な視点であると思うがどうか、についてお答え致します。

若山楮和紙工房は、地域の方が力を合わせ、伝統産業である若山楮の技術を継承すべく精力的に活動されており、工房で働くことを楽しみ、生きがいにされているとお聞きしています。

町内の小学生の卒業証書を和紙で作る取り組みや、あったかふれあいセンターとの協同、集落活動センター佐賀北部の活動を通して、地域の拠点となり交流が生まれ、このことが、議員おっしゃられるとおり地域の活力となり、医療、福祉、保健、介護や防災面も含め、安心して暮らし続けられる地域づくりにつながっていると考えます。

人口減少と高齢化により、今後、ますます集落機能の維持が困難になることが予想されております。

高齢者が地域や社会に積極的に参画、貢献していく主体となり、活躍できることが大変重要であり、住民の暮らしを守り、住み続けられる地域の実現を目指した取り組みを、引き続き進めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

6 番に移ります。

黒潮町和紙工房を含む佐賀北部活性化推進協議会は、高齢化による活動の停滞や後継者づくりなど、喫緊の課題が多くありますが、それについての具体的な方策はありますか。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（河村美智子君）

水野議員のカッコ6、活動の停滞や後継者づくりなど、喫緊の課題が多くあるが、それについての具体的な方策はあるかについてお答え致します。

議員おっしゃられるとおり、若山楮和紙工房が所属している集落活動センター佐賀北部を含め、町内の集落活動センター全体が高齢化が進み、若い世代の方が少なくなっていることから活動に参画する方が年々少なくなり、固定化している状況にあります。

そのため、これからの活動の在り方、後継者づくりについては、地域と行政、関係機関が課題を共有し、一緒になって考えていく必要があると思っております。

若山楮工房の活動におきましては、拳ノ川小学校では、教育プログラムの中で、卒業証書を和紙でつくる計画を立て、楮の栽培から刈り取り、蒸し剥ぎ、へぐりまでを体験しております。

また、高知大学地域協働学部の学生さんも参画し、地域の方や小学生と一緒に活動されております。

こういった活動の中から、地域に愛着を持ち、地域資源を守る気持ちを育て、その結果、若者が地域に残ることに結びつくのではないかと考えております。

この課題につきましては、すぐに解決できる方策はありませんが、継続していくこと、変えていくこと、また、新たに取り組むことなどを整理した上で、今後、どのように展開していくのか、関係者の皆さまと協議をしながら取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

今後も、住民、事業所、町、小学生、大学生、いろんな世代の人が参画して、定期的な会議の開催の保証、

町がしっかりと住民主体となるよう、その自立をサポートするよう取り組んでいけるよう、その核となれるように、佐賀北部の地域活性化が黒潮町全体の今後の地域活性化の起爆剤となるように、お互いに進めていくようお願いします。

以上で、私の発言を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、水野佐知君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩致します。

休 憩 9 時 53 分

再 開 10 時 25 分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第69号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、議案第105号、黒潮町立大方児童館に係る指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務教育常任委員長、澳本哲也君。

総務教育常任委員長（澳本哲也君）

それでは、総務教育常任委員会に付託を受けました議案について、その審査の経過ならびに結果を報告致します。

当委員会は、副町長、関係課長、議員出席のもと、3月10日日本議会終了から11日午前10時30分時まで委員会を開催し慎重に審査致しました結果、当委員会に付託された議案条例制定、改正9件、補正予算3件、当初予算5件、計17件について審査を致しました。その中で、議案第74号は賛成多数、他の議案は全てを全会一致で可決すべきものとなりました。

これより、審査の過程において議論された主な事項についてのみ、報告を致します。

議案第69号、刑法等の一部を改正する法律に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、
議案第70号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例及び、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第71号、黒潮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、
議案第72号、黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、
議案第73号、行政手続きにおける特定の個人識別する為の番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について、

以上、この5議案については、本会議の説明のとおり質疑等はありませんでした。

議案第74号、黒潮町長等の給料の特例に関する条例についてです。これのみ、賛成多数ということになっております。

委員の意見として、18年間、町長、副町長、教育委員長の給与は上がっていない。現在の社会情勢からを見ると、減給はしなくてもいいのではないかと。とにかく早い時期に、報酬等審議会を開催していただきたい、との意見がありました。

議案第79号、黒潮町学校給食センター設置に関する条例及び黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第 80 号、黒潮町特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、

この 2 議案についても、本会議の説明どおり質疑はありませんでした。

議案第 81 号、黒潮町教育振興交流支援施設の設置及び管理に関する条例の制定について。

委員より、条例第 17 条、食事の提供をするとあるが、費用は個人負担額は幾らになるのかとの質疑がありました。執行部より、月額 2 万円、使用料と合わせて 3 万 5,000 円を徴収する。

そしてまた委員より、来年度の入居者は今現在で何人予定しているか。そして、黒潮町に来てもらい生活するので住民票を移してもらうのか、との質疑がありました。

執行部より、来年度の入居者予定は 17 名の見込み。全 18 部屋、定員 36 名で半分が決まっている。そして住民票については、生活する場所に住民票を移すことになっている。説明をしっかりと行い移してもらうよう進めていく。

また、委員より、日常の日直、夜間管理者、どうなっているかとの質疑がありました。

執行部より、日直については会計年度任用職員の雇用を考えている。夜間については県教育委員会が対応してくれる。高校生の寮ということが主である。運用しやすいように高校側と協議しながら、これからは進めていきたいとのことでした。

議案第 83 号、令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算についてです。

歳出のページ 27、2 款総務費、1 項総務管理費、6 目企画費の 12 節委託費、委託料地域おこし協力隊活動業務委託、マイナスの 606 万 1,000 円。

委員より、こぶしのさとの 4 名と思うがどうなっているかとの質疑がありました。

執行部より、4 名の募集をしていたが、2 名のみとなっているための減額。予定では営業開始を 4 月中旬に予定している。人員不足分は指定管理者の方で準備する、とのことでした。

ページ 55。

10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費の 12 節委託料、黒潮町総合的な学習の時間授業力向上支援委託、マイナス 271 万 7,000 円について、委員より、どういった内容の委託なのかとの質疑があり、執行部より、町独自の取り組みで保育士と教師の保育力・教育力向上のための取り組みだったと。マニュアルを講師より無償提供してもらったため、作成費が要らなくなったとのことでした。

ページ 56。56 ページの 2 項小学校費です。

1 目学校管理費、14 節工事請負費の小学校トイレ改修工事 2,600 万円について、委員より、今回は上川口小、南郷小のトイレの洋式化するための説明だったが、他の小学校の工事はどうなるのかとの質疑がありました。

執行部より、今回の工事は、両小学校の体育館のトイレが和式で汲み取り式のため工事を行う。他の学校も洋式化する工事は令和 8 年度から、優先順位を決め行っていくとのことでした。

議案第 84 号、黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についてです。

本会議での説明のとおり質疑はありませんでしたが、新規申込者が少なく、貸付金を減額するもの。貸付者が、高校 2 名、大学 2 名となったためとの説明でした。

議案第 85 号、黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてです。

本会議の説明のとおり、質疑はありませんでした。

議案第 92 号、令和 7 年度黒潮町一般会計予算についてです。

これも歳出、ページ 49。

2 款総務費、1 項総務管理費の 2 目人事管理費。これは比較の数字です。

委員より、昨年度よりも 1,588 万 9,000 円増加している。人員は減らしているのになぜか、との質疑がありました。

執行部より、18 人ぐらい減らしている。150 人分計上している数字だが、ベースアップが影響している。共済費などにも影響しているのが要因である、とのことでした。

ページ 55。

6 目企画費、12 節委託費です。委託料地域おこし協力隊企業委託 3,647 万 5,000 円。

委員より、町内の事業者と契約を結ぶとのことだが、詳細はとの質疑がありました。

執行部より、地域おこし協力隊に町内の事業者こぶしのさと 4 名、伊田大敷網組合 1 名、ビオスおおがた 1 名、佐賀北部若山楮に 1 名配置し、事業の継承、担い手を課題に取り組んでもらい、将来はその事業所で働いてもらうことを目的としているとのことでした。

ページ 57。

18 節負担金補助及び交付金の補助交付金、公共交通バス補助金の 3,386 万 7,000 円について、委員より、バスに乗っている人はかなり少ない。デマンドバスに移行の方で取り組んでいるのにこれだけの補助金が必要なのか、との質疑がありました。

執行部より、全体の公共交通を考えてほしい。とにかく公共交通を利用していただき、地域の活性化につなげていきたいとのことでした。

ページ 64。

11 目情報化推進費の 17 節備品購入費、GIGA スクール用のタブレット購入です。4,780 万 9,000 円について、委員より、何台か。そして補助金はあるのか。で、納入時期は早いほどいいと思うが、との質疑がありました。

執行部より、5 年経過、使用しているため交換が必要になり、小学校、中学校合わせて 701 台分交換するということです。

補助金には、歳入のページ 26 です。

歳入 15 款国庫支出金の 2 項国庫補助金、8 目教育費国庫補助金、4 節教育総務費の 2,255 万円であり、約半額が国からの補助金である。

そして納期は、小学校が来年 3 月、中学校が 8 月で、2 学期より使用可能になるとのことでした。

ページ 65。

12 目国土調査費 9,810 万 1,000 円について、委員より、昨年度に比べ 1,777 万 2,000 円増加しているが、職員を減らしているとのことだったがどうしてかとの質疑ありました。

執行部より、増加分は調査面積が増えたためである。会計年度任用職員を 2 名減らして 7 年度からは行っていくのだが、今までは遅延解消のために 4 名体制で行ってきた。若干スピードは落ちる可能性はある。しかし、法務局への提出は年度計画通り行っていくとのことでした。

ページ 152。

9 款消防費です。1 項消防費、4 目防災費、17 節備品購入費の AED386 万 6,000 円について、委員より、何台の購入か。町内にどれだけ配備できたかとの質疑ありました。

執行部より、7 年度は更新が 6 台、にしきの広場に新規で 1 台購入するということです。これで町内に 63 台、町として配備しているとのことでした。

ページ 153。

18 節負担金補助及び交付金の集会所耐震補強事業補助金 255 万 1,000 円について、委員より、藤縄の集会所との説明だが、耐震工事未実施の集会所はまだあるのかとの質疑がありました。

執行部より、今回の藤縄集会所は浸水エリアでないことが判明し、耐震工事を実施することになった。浸水エリア外の集会所は全て耐震工事を実施しているとのことでした。

ページ 172。

10 款教育費です。4 項社会教育費、4 目図書館費、13 節使用料及び賃借料の大方あかつき館設備リース料 735 万 2,000 円について、委員より、何のリースなのかとの質疑がありました。

執行部より、エアコンの改修のためのリース料で、くろしおエナジーが設置し 10 年間のリース契約。トータルで 6,500 万円ぐらいになる。電気代が以前と比べ年間 70 万円くらい安くなるとのことでした。

議案第 93 号、令和 7 年度黒潮町宮川奨学特別会計予算について、

議案第 94 号、令和 7 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算について

議案第 98 号、令和 7 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、本会議の説明のとおり、質疑はありませんでした。

議案第 101 号、令和 7 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についてです。

6 ページの歳入、1 款 1 項、使用料、1 目サービス使用料です。そして 1 節のサービス提供使用料の 3,163 万 7,000 円について、委員より、現在の契約件数はどのくらいか。値上高騰の中、使用料の値上げは考えていないかとの質疑がありました。

執行部より、2 月末現在、約 2,600 件の契約、現在の町内世帯の半分が契約しているということになっております。使用料については、料金の値上げは今考えていないとのことでした。

以上、総務教育常任委員会の報告です。

終わります。

議長（中島一郎君）

これで、総務教育常任委員長の報告を終わります。

これから、総務教育常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務教育常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設厚生常任委員長、濱村美香君。

産業建設厚生常任委員長（濱村美香君）

それでは、3 月 10 日月曜日から 11 日火曜日に開催しました産業建設厚生常任委員会において付託されました議案の審査について、報告致します。

今回、付託されました議案は、配布の委員会審査報告書に記載のとおり、22 議案となっています。22 議案とも討論はなく、全会一致で可決すべきものとなりました。

以下の報告は、補足説明や質疑、委員からの意見等があった点を中心に行います。少し長くなりますが、ご了承ください。

議案第 75 号、黒潮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、

議案第 76 号、黒潮町介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例及び黒潮町介護保険高額介護サービス費等の貸付けに関する条例を廃止する条例について、

議案第 77 号、黒潮町立集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第 78 号、黒潮町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についての 4 件は、本会議場での説明のとおりで、特段の意見や質疑はありませんでした。

議案第 82 号、令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算専決処分の承認を求めることについて。

内容は、低所得世帯に対する臨時特別給付金で、1 世帯当たり 3 万円、18 歳以下の子どもがいる世帯に対しては 1 人当たり 2 万円の加算で、今回扶助する世帯数は 2,050 世帯で、子ども加算は 78 世帯 176 人、3 月 7 日にお知らせを発送したとの説明がありました。

質疑はありませんでした。

議案第 83 号、令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算について。補正予算書 27 ページ。

2 款 1 項 6 目、企画費、12 節委託料の定住促進住宅設計施工監理委託 100 万円の減額は、入札の差額、14 節工事請負費定住促進住宅整備工事 700 万円の減額は、不用になったためとの減額との説明がありました。

補正予算書 31 ページ。

2 款 3 項 1 目、戸籍住民基本台帳費、12 節委託料振り仮名の法改正に伴う通知書作成業務 276 万円の増額は、戸籍法改正の施行日である令和 7 年 5 月 26 日以降に実施される住民への通知書作成業務に係るものである。令和 7 年 5 月 26 日以降から 8 月末までに、筆頭者に対して振り仮名の確認通知が届く旨の説明がありました。

補正予算書 36 ページ。

3 款 1 項 1 目、社会福祉総務費の 19 節扶助費の 3,406 万円の減額は、課税世帯の扶養になっていた 336 世帯が非該当になったため減額との説明がありました。

補正予算書 41 ページ。

4 款 1 項 3 目の予防費、12 節委託料、予防接種委託料 3,401 万円の減額は、コロナワクチン、肺炎球菌ワクチンの接種者が見込みより少なかったことで、実績に基づく減額との説明がありました。

補正予算書 45 ページ。

6 款 1 項 3 目、農業振興費の 18 節負担金補助及び交付金の 3,203 万円の減額は、実績に基づく減額との説明がありました。

また、4 目畜産費の 12 節委託料の畜産団地施設設計委託 300 万円の減額は、生産者さんとの協議の結果、不実行となったとの説明がありました。

補正予算書 46 ページ。

6 款 1 項 5 目、農地費 18 節負担金補助及び交付金のうちの負担金、農村地域防災減災事業県工事負担金 1,432 万円の増額は、令和 6 年度の国の補正予算で実施される県工事が発生したための町負担分で、庁舎西側桜野団地下側のため池の工事と、有井川の避難路に関する工事分との説明がありました。

同じく、46 ページ。

6 款 2 項 2 目、18 節負担金補助及び交付金の高性能林業機械整備事業補助金 900 万円の減額は、ハーベスタ森林機械の購入に当たり、幡東森林組合に対して補助金が町を経由せず、国、県の直接補助制度を活用したことによるものとの説明がありました。

補正予算書 48 ページ。

6 款 3 項 2 目、水産業振興費、18 節負担金補助及び交付金の種子島周辺対策事業補助金 461 万円の減額は、当初マルチビームソナー機器等を 5 隻導入予定であったが、半導体不足等の理由から機器取得を取り下げたもの。関係者には説明を行い、来年度以降の計画実施となったとの説明がありました。

補正予算書 49 ページ。

7 款 1 項 4 目、産業推進費、18 節負担金補助及び交付金、黒潮町食品加工継続支援事業費補助金 115 万円の減額について、委員より、実績は何件か。また補助金額はどのくらいか、との質疑があり、執行部より、水産加工 3 件、漬物製造 1 件に補助し、32 万 9,000 円から 47 万 2,000 円までの補助金額との答えがありました。

補正予算書 52 ページ。

8 款 1 項 3 目、公園費、18 節負担金の土佐西南大規模公園県工事負担金 347 万円の増額は、土佐西南大規模公園のテニスコート時計台周辺の修繕と、サッカー場の防球ネットの修繕の負担分との説明がありました。

補正予算書、少し戻りまして 9 ページ。

繰越明許費の補正について、4 款衛生費、1 項保健衛生費、浮津共同墓地造成事業 1,998 万円は、高規格道路の延伸に伴う浮津墓地移転に関する予算であり、来年度補償用の設計等に関するものとの説明がありました。

同じく、脱炭素先行地域事業 6 億 5,321 万円は、国費充当の関係で 4 月支払分が制度上繰り越しとなること、2 項清掃費は、衛生センターの長寿命化工事事業を 7 年度予算と合わせて実施するもの、との説明がありました。

議案第 86 号、令和 6 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について、

議案第 87 号、令和 6 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について、

議案第 88 号、令和 6 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について、

議案第 89 号、令和 6 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について、

議案第 90 号、令和 6 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について、

議案第 91 号、令和 6 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について。

以上の 6 件は、本会議場での説明のとおりで、特段の意見や質疑はありませんでした。

議案第 92 号、令和 7 年度黒潮町一般会計予算について。予算書 80 ページ。

3 款 1 項 2 目、18 節負担金補助及び交付金の、黒潮町身体障害者連盟補助金 20 万円について、委員より、この補助金の中には移動に係る費用も含まれるかとの質疑があり、執行部より、活動の際の移動に対して、運転手の賃金等も含まれているとの説明がありました。

予算書 86 ページ。

3 款 1 項 7 目、障がい者自立支援費、19 節扶助費、障がい児給付費 1,200 万円は、障がい児が利用する放課後デイサービスコンパス、わかふじに対するものとの説明がありました。

予算書 88 ページ。

3 款 2 項 1 目、老人福祉総務費、19 節扶助費、老人保護措置 2,574 万円は、養護老人ホームの入居に当たり扶助するもので、12 名分を見込んでいる。前年度比 1,016 万円、4 人分の減との説明がありました。

同じく、長寿者報償費 134 万円は、今年度 88 歳 97 名、100 歳 33 名を見込んだ予算との説明がありました。

予算書 108 ページ。

4 款 1 項 10 目、脱炭素対策費、18 節負担金補助及び交付金、太陽光発電施設設置補助金 7,152 万円は、町内の避難所に認定されている施設を優先的に、全体で 16 カ所を予定しているとの説明がありました。町全体で 16 カ所、今後予定しているとの説明がありました。これまでに設置をした分もあります。

同じく、省エネ家電買替補助金 4,166 万円について、委員より、今回の募集時期や件数、今年度の実績はとの質疑があり、執行部より、5 月上旬を目標に、120 件程度を予定している。今年度の補助実績は、給湯器が 22 件、空調機器が 48 件、補助金額にすると約 3,300 万円との説明がありました。

予算書 117 ページ。

6 款 1 項 3 目、農業振興費 18 節負担金補助及び交付金のうち、サポート体制構築支援事業費補助金 3,120 万

円は、新規就農希望者に対して施設キュウリの栽培の実践研修のハウス建設を黒潮町農業公社に補助し、支援するもので、1棟分の予算計上との説明がありました。

予算書 120 ページ。

6 款 2 項 2 目、林業振興費、7 節報償費、有害鳥獣捕獲報償金には、合計で 1,904 頭分の 1,404 万円を計上している。今年度の捕獲実績が突出した数字であったため、1 割程度減少を見込んだ予算との説明がありました。

同じく、12 節委託料のうち、新たな森林管理システム調査委託 1,600 万円は、幡東森林組合に委託し、本年度に引き続き本谷地区の境界測量を実施していくとの説明がありました。

予算書 130 ページ。

7 款 1 項 2 目、商工振興費、14 節工事請負費 1,067 万円は、道の駅ビオスおおがたと、道の駅なぶら土佐佐賀のトイレ修繕工事と、なぶら土佐佐賀の外装等の修繕に要する費用との説明がありました。

同じく、18 節補助交付金の地域経済循環創造事業補助金は、本会議場の質疑に対する答弁もありましたが、この補助金は、民間事業者が起業する際の初期投資額を補助し、先進的で持続可能な事業化の取り組みを促進し、地域での経済循環を創造、地域の資源と地域の資金を活用、雇用を生み出すモデルの構築を行う自治体を支援するもので、募集期間は 2 月末でした。現在、1 事業体の応募があり、国の採択結果待ちとの説明がありました。

予算書 144 ページ。

8 款 5 項 2 目、都市環境整備事業費、12 節委託料 1,720 万円は、大規模盛土造成地二次スクリーニング計画策定業務委託では、錦野団地の調査で、簡易調査でまかないきれなかったものを、さらに詳細なボーリング調査をするものとの説明がありました。

上記以外にも細かな質疑や意見等がありました。執行部より詳細な説明によって、理解を深めることができました。

続いて、議案第 95 号、令和 7 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について、

議案第 96 号、令和 7 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について、

議案第 97 号、令和 7 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について。

以上の 3 件は、本会議場での説明のとおりで、特段の意見や質疑はありませんでした。

議案第 99 号、令和 7 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について。

本会議場での説明に加えて、高齢者補聴器購入費補助金について、65 歳以上の介護保険被保険者で非課税世帯の方を対象とし、補助率は、本体購入費に対して 2 分の 1、補助上限は 5 万円。1 人につき 1 回までの申請が可能で、申請の内容や支払方法については現在検討中との説明がありました。

議案第 100 号、令和 7 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について、

議案第 102 号、令和 7 年度黒潮町集落排水事業特別会計予算について、

議案第 103 号、令和 7 年度黒潮町水道事業特別会計予算について、

議案第 104 号、町道路線の変更について、

議案第 105 号、黒潮町立大方児童館に係る指定管理者の指定について。

以上の 5 件は、本会議場での説明のとおりで、特段の意見や質疑はありませんでした。

以上、審査の結果は、22 議案ともに討論はなく、全会一致で可決すべきものとなりました。

これで、産業建設厚生常任委員会からの報告を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、産業建設厚生常任委員長の報告を終わります。

これから、産業建設厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、各常任委員長の報告及び各常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

初めに、議案第 69 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 69 号の討論を終わります。

次に、議案第 70 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 70 号の討論を終わります。

次に、議案第 71 号、黒潮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 71 号の討論を終わります。

次に、議案第 72 号、黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 72 号の討論を終わります。

次に、議案第 73 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 73 号の討論を終わります。

次に、議案第 74 号、黒潮町長等の給料の特例に関する条例の制定についての討論はありませんか。

小松孝年君。

11 番 (小松孝年君)

反対討論です。

この議案の提案理由、ちょっと納得ができません。

厳しい財政状況の中で身を切るというのは、全くナンセンスやと思います。

別に不祥事や無駄遣いによって、この厳しい財政状況を生んだわけではないですし、減給することによってこの状況は回復するわけでもない。私に言わせれば、パフォーマンスやないかというふうにとられても仕方が

ないのではないかと思います。

気持ちは分からんでもないがですけども、こんなこと考えるよりもですね、この危機を乗り越えて、そのために財源を生み出すことに集中してくれと言いたいです。

ということで、こんなことよりもっと頑張ってくれということの叱咤激励の意を込めて、反対とします。

議長（中島一郎君）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 74 号の討論を終わります。

次に、議案第 75 号、黒潮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 75 号の討論を終わります。

次に、議案第 76 号、黒潮町介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例及び黒潮町介護保険高額介護サービス費等の貸付けに関する条例を廃止する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 76 号の討論を終わります。

次に、議案第 77 号、黒潮町立集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 77 号の討論を終わります。

次に、議案第 78 号、黒潮町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 78 号の討論を終わります。

次に、議案第 79 号、黒潮町学校給食センター設置に関する条例及び黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 79 号の討論を終わります。

次に、議案第 80 号、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 80 号の討論を終わります。

次に、議案第 81 号、黒潮町教育振興交流支援施設の設置及び管理に関する条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 81 号の討論を終わります。

次に、議案第 82 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算）の討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 82 号の討論を終わります。

次に、議案第 83 号、令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 83 号の討論を終わります。

次に、議案第 84 号、令和 6 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 84 号の討論を終わります。

次に、議案第 85 号、令和 6 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 85 号の討論を終わります。

次に、議案第 86 号、令和 6 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 86 号の討論を終わります。

次に、議案第 87 号、令和 6 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 87 号の討論を終わります。

次に、議案第 88 号、令和 6 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 88 号の討論を終わります。

次に、議案第 89 号、令和 6 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 89 号の討論を終わります。

次に、議案第 90 号、令和 6 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 90 号の討論を終わります。

次に、議案第 91 号、令和 6 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 91 号の討論を終わります。

次に、議案第 92 号、令和 7 年度黒潮町一般会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 92 号の討論を終わります。

次に、議案第 93 号、令和 7 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 93 号の討論を終わります。

次に、議案第 94 号、令和 7 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 94 号の討論を終わります。

次に、議案第 95 号、令和 7 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 95 号の討論を終わります。

次に、議案第 96 号、令和 7 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 96 号の討論を終わります。

次に、議案第 97 号、令和 7 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 97 号の討論を終わります。

次に、議案第 98 号、令和 7 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 98 号の討論を終わります。

次に、議案第 99 号、令和 7 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 99 号の討論を終わります。

次に、議案第 100 号、令和 7 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 100 号の討論を終わります。

次に、議案第 101 号、令和 7 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 101 号の討論を終わります。

次に、議案第 102 号、令和 7 年度黒潮町集落排水事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 102 号の討論を終わります。

次に、議案第 103 号、令和 7 年度黒潮町水道事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 103 号の討論を終わります。

次に、議案第 104 号、町道路線の変更についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 104 号の討論を終わります。

次に、議案第 105 号、黒潮町立大方児童館に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 105 号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については、反対と見なします
のでご了承願います。

初めに、議案第 69 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につい
てを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 69 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 70 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行

に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 70 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 71 号、黒潮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 71 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 72 号、黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 72 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 73 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 73 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 74 号、黒潮町長等の給料の特例に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 74 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 75 号、黒潮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 75 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 76 号、黒潮町介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例及び黒潮町介護保険高額介護サービス費等の貸付けに関する条例を廃止する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 76 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 77 号、黒潮町立集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 77 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 78 号、黒潮町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 78 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 79 号、黒潮町学校給食センター設置に関する条例及び黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 79 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 80 号、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 80 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 81 号、黒潮町教育振興交流支援施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 81 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 82 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 82 号は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第 83 号、令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 83 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 84 号、令和 6 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 84 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 85 号、令和 6 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 85 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 86 号、令和 6 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 86 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 87 号、令和 6 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 87 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 88 号、令和 6 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 88 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 89 号、令和 6 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 89 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 90 号、令和 6 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 90 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 91 号、令和 6 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 91 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 92 号、令和 7 年度黒潮町一般会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 92 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 93 号、令和 7 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 93 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 94 号、令和 7 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 94 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 95 号、令和 7 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 95 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 96 号、令和 7 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 96 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 97 号、令和 7 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 97 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 98 号、令和 7 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 98 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 99 号、令和 7 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 99 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 100 号、令和 7 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 100 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 101 号、令和 7 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 101 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 102 号、令和 7 年度黒潮町集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 102 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 103 号、令和 7 年度黒潮町水道事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 103 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 104 号、町道路線の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 104 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 105 号、黒潮町立大方児童館に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 105 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第 3、議案第 106 号、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第 107 号、令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也）

それでは、議案第 106 号、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第 107 号、令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算について、説明させていただきます。

まず、議案第 106 号、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例第 10 条第 1 項において定められた家賃額の決定につきまして、本年度完成する浜松改良住宅及び横浜改良住宅について別表に追記するため、条例の一部改正をするものでございます。

次に、議案第 107 号、令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ 988 万 6,000 円を追加し、総額をそれぞれ 117 億 2,862 万 4,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、9 款消防費におきまして、消火栓撤去工事の工法の変更による工事費用の追加により、988 万 6,000 円の増額をするものでございます。

これらの歳出に対する歳入は、財政調整基金において、収支の調整を行っております。

また、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費につきましては、新規 1 件を記載しております。

これまでに議決をいただきました事業、及び今回報告致します一般会計専決予算での繰越明許 1 件を含め、全体では 25 件、総額 13 億 9,206 万 8,000 円を見込んでおります。

提案説明は以上でございますが、この後、副町長ならびに関係課長に補足説明をさせますので、適切なご決定を賜りますようよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

それでは、議案第 106 号、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は 2 ページ、3 ページでございます。

条例改正の理由と致しましては、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例第 10 条第 1 項において定められた家賃額の決定について、浜松改良住宅、横浜改良住宅の本年度完成分を追加するもので、本条例中の別表にある及び令和 5 年度を、から令和 6 年度に改めるものでございます。

それでは、改正箇所につきまして、新旧対照表にてご説明を致します。参考資料の 1 ページ下段から 2 ページ上段をご覧ください。

別表にある浜松の項から横浜の項について、現行にある建設年度、令和 4 年度及び令和 5 年度から、改正後は年度を更新し、令和 4 年度から令和 6 年度に下線部分を改めるものでございます。

議案書の 3 ページにお戻りください。

附則において、施行日を令和 7 年 4 月 1 日から施行するとしております。

以上で、議案第 106 号、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは、議案第 107 号、令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書は 4 ページとなります。白色の一般会計予算書補正第 8 号をご覧ください。

予算書の 1 ページをお開きください。

一般会計補正予算第8号は、既決の予算から歳入歳出それぞれ988万6,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ117億2,862万4,000円とするものでございます。

また、第2条で繰越明許費の補正を行なっております。

この補正は、既決の予算で施工しておりました浮津地区における消火栓撤去工事につきまして、水道管本管への影響等により工法の変更をする必要が生じたため、工事費を追加するものでございます。この消火栓につきましては、水道管本管より取水しており、撤去工事による本管への危険性等影響を考慮した結果、本管にストッパー2カ所を設置し、撤去工事を行うという工法に変更するものでございます。

また、この工法の変更によりまして工期に影響が出るため、繰越明許を行うものでもございます。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書から説明を致します。

14ページをお開きください。

9款1項3目、消防施設費の14節工事請負費、消火栓撤去工事988万6,000円を増額するものでございます。

これは、先ほど申し上げましたとおりでございますが、浮津地区における消火栓撤去工事につきまして工法の変更をする必要が生じたため、工事費を追加するものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

続きまして、歳入の事項別明細書を説明させていただきます。

13ページへお戻りください。

19款繰入金988万6,000円を増額につきましては、工事に係る費用につきまして、財政調整基金繰入金で計上しております。

歳入の説明は以上でございます。

続きまして、9ページ、第2表繰越明許費補正をご覧ください。

今回、9款防災費、1項消防費の消火栓撤去事業1,150万円、1件を追加して繰り越すこととしております。

以上で、議案第107号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

初めに、議案第106号、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第106号の質疑を終わります。

次に、議案第107号、令和6年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第107号の質疑を終わります。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

初めに、議案第 106 号、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 106 号の討論を終わります。

次に、議案第 107 号、令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

小松孝年君。

11 番 (小松孝年君)

賛成討論ですが。

ここの消火栓についてはもう以前から結構問題あったところで、説明聞くと、もう結構水漏れもきだして、いつ破損してもおかしくないような状況ということを聞いております。

結構金額的には張るわけですが、これ本線の 300 ミリから分岐されておって、その 300 ミリの断水工事ということがあって、それを 2 カ所やらないかんということで、特殊工事なのでかなり予算が要るようです。

本当にこれ、補正で出されているわけですが、本当言うたらもっと以前からやってほしかったということもありますけれども、今待ったなしの状況なので、是非ともこの補正によって速やかに修繕することをお願いして、賛成と致します。

議長 (中島一郎君)

次に、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 107 号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 106 号、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 106 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 107 号、令和 6 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 107 号は、原案のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

この際、13 時 30 分まで休憩致します。

休 憩 11 時 52 分

再 開 13 時 30 分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 4、議案第 108 号、教育委員会の委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也）

それでは、議案第 108 号、教育委員会の委員の任命について説明させていただきます。

教育委員会委員の黒潮町佐賀 732 番地 1、昭和 50 年 7 月 22 日生まれの矢野美湖（やのみこ）氏の任期が、令和 7 年 3 月 19 日をもって任期満了となるため、再度任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

矢野氏は、人望も厚く、教育行政の課題解決にも取り組んでこられ、現在も委員を務めていただいております、引き続き委員をお願いするものでございます。

なお、任期につきましては、令和 7 年 3 月 20 日から令和 11 年 3 月 19 日となっております。

ご同意を賜りますよう、よろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

また、本案は人事案件です。慣例に従い、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従いまして、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖します。

ただ今の出席議員は 13 人です。

次のとおり、立ち合い人を指名します。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立ち合い人に、13 番、矢野依伸君、1 番、濱村美香君を指名します。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

矢野依伸君及び濱村君は、投票箱の点検をお願いします。

(投票箱点検)

異常はありませんか。

(なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり矢野美湖（やのみこ）君を任命することに、同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第 83 条の規定により、否と見なしますのでご了承願います。

それでは、1 番議員から順次投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

矢野依伸君及び濱村君は、開票の立ち会いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数 13 票。

そのうち、有効投票 13 票、無効投票 0 票です。

有効投票の内、賛成 12 票、反対 1 票です。

以上のとおり賛成多数です。

従いまして、議案第 108 号、教育委員会の委員の任命について、矢野美湖（やのみこ）君を任命することについては、原案のとおり同意することに決定しました。

これで、採決を終わります。

議場の出入り口を開きます。

日程第 5、議案第 109 号、農業委員会の委員の任命についてから議案第 122 号、農業委員会の委員の任命についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也）

それでは、議案第 109 号、農業委員会の委員の任命についてから、議案第 122 号、農業委員会の委員の任命についてまで、説明させていただきます。

この議案につきましては、14 名の方々を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

まず、議案第 109 号、農業委員会の委員の任命について説明させていただきます。

黒潮町田野浦 1733 番地 1、昭和 33 年 11 月 1 日生まれの山本勝也（やまもとかつや）さんを農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 110 号、農業委員会の委員の任命について説明させていただきます。

黒潮町入野 2986 番地 2、昭和 53 年 6 月 16 日生まれの垣谷征志（かきたにまさし）さんを農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 111 号、農業委員会の委員の任命について説明させていただきます。

黒潮町浮鞭 1935 番地 1、昭和 22 年 4 月 10 日生まれの伊藝精一（いげいせいいち）さんを農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 112 号、農業委員会の委員の任命について説明させていただきます。

黒潮町佐賀橋川 703 番地 5、昭和 40 年 3 月 4 日生まれの小谷健児（おだにけんじ）さんを農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 113 号、農業委員会の委員の任命について説明させていただきます。

黒潮町馬荷 1252 番地、昭和 48 年 12 月 18 日生まれの矢野健巳（やのたけみ）さんを農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 114 号、農業委員会の委員の任命について説明させていただきます。

黒潮町市野々川 394 番地、昭和 50 年 6 月 7 日生まれの山下理恵（やましたりえ）さんを農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 115 号、農業委員会の委員の任命について説明させていただきます。

黒潮町御坊畑 543 番地、昭和 29 年 3 月 20 日生まれの松本昌子（まつもとまさこ）さんを農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 116 号、農業委員会の委員の任命について説明させていただきます。

黒潮町上川口 1528 番地 20、昭和 55 年 2 月 11 日生まれの金子俊博（かねことしひろ）さんを農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 117 号、農業委員会の委員の任命について説明させていただきます。

黒潮町入野 1715 番地、昭和 34 年 10 月 12 日生まれの酒井博一（さかいひろいち）さんを農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 118 号、農業委員会の委員の任命について説明させていただきます。

黒潮町佐賀橋川 758 番地 1、昭和 37 年 1 月 6 日生まれの江口千寿（えぐちちず）さんを農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 119 号、農業委員会の委員の任命について説明させていただきます。

黒潮町下田の口 822 番地 94、昭和 46 年 5 月 21 日生まれのハジィフ泉（はじいふいずみ）さんを農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 120 号、農業委員会の委員の任命について説明させていただきます。

黒潮町佐賀 2060 番地 26、昭和 48 年 9 月 18 日生まれの濱口佳史（はまぐちよしふみ）さんを農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 121 号、農業委員会の委員の任命について説明させていただきます。

黒潮町蜷川 373 番地 4、昭和 30 年 1 月 17 日生まれの橋田美和（はしだみわ）さんを農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 122 号、農業委員会の委員の任命について説明させていただきます。

黒潮町熊井 204 番地、昭和 40 年 7 月 29 日生まれの野坂賢思（のざかけんし）さんを農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

この 14 名の方々は、黒潮町農業委員候補者評価委員会におきまして、農業委員会等に関する法律第 8 条第 4 項から第 7 項に該当する資格を有する者と認められ、報告を受けた方々であり、農業委員として適任であると判断し、提案をさせていただくものです。

なお、任期は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとなっております。

ご同意を賜りますよう、よろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

また、本案は人事案件です。慣例に従い、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従いまして、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 109 号、農業委員会の委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり、山本勝也（やまもとかつや）君を任命することについて、賛成の方は挙手願います。挙手全員です。

従いまして、農業委員会の委員として、山本勝也（やまもとかつや）君を任命することについて、同意することに決定しました。

次に、議案第 110 号、農業委員会の委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり、垣谷征志（かきたにまさし）君を任命することについて、賛成の方は挙手願います。挙手全員です。

従いまして、農業委員会の委員として、垣谷征志（かきたにまさし）君を任命することについて、同意することに決定しました。

次に、議案第 111 号、農業委員会の委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり、伊藝精一（いげいせいいち）君を任命することについて、賛成の方は挙手願います。挙手全員です。

従いまして、農業委員会の委員として、伊藝精一（いげいせいいち）君を任命することについて、同意することに決定しました。

次に、議案第 112 号、農業委員会の委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり、小谷健児（おだにけんじ）君を任命することについて、賛成の方は挙手願います。挙手全員です。

従いまして、農業委員会の委員として、小谷健児（おだにけんじ）君を任命することについて、同意することに決定しました。

次に、議案第 113 号、農業委員会の委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり、矢野健巳（やのたけみ）君を任命することについて、賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従いまして、農業委員会の委員として、矢野健巳（やのたけみ）君を任命することについて、同意することに決定しました。

次に、議案第 114 号、農業委員会の委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり、山下理恵（やましたりえ）君を任命することについて、賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従いまして、農業委員会の委員として、山下理恵（やましたりえ）君を任命することについて、同意することに決定しました。

次に、議案第 115 号、農業委員会の委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり、松本昌子（まつもとまさこ）君を任命することについて、賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従いまして、農業委員会の委員として、松本昌子（まつもとまさこ）君を任命することについて、同意することに決定しました。

次に、議案第 116 号、農業委員会の委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり、金子俊博（かねことしひろ）君を任命することについて、賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従いまして、農業委員会の委員として、金子俊博（かねことしひろ）君を任命することについて、同意することに決定しました。

次に、議案第 117 号、農業委員会の委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり、酒井博一（さかいひろいち）君を任命することについて、賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従いまして、農業委員会の委員として、酒井博一（さかいひろいち）君を任命することについて、同意することに決定しました。

次に、議案第 118 号、農業委員会の委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり、江口千寿（えぐちちず）君を任命することについて、賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従いまして、農業委員会の委員として、江口千寿（えぐちちず）君を任命することについて、同意することに決定しました。

次に、議案第 119 号、農業委員会の委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり、ハジィフ泉（ハジィフいずみ）君を任命することについて、賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従いまして、農業委員会の委員として、ハジィフ泉（ハジィフいずみ）君を任命することについて、同意することに決定しました。

次に、議案第 120 号、農業委員会の委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり、濱口佳史（はまぐちよしふみ）君を任命することについて、賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従いまして、農業委員会の委員として、濱口佳史（はまぐちよしふみ）君を任命することについて、同意することに決定しました。

次に、議案第 121 号、農業委員会の委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり、橋田美和（はしだみわ）君を任命することについて、賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従いまして、農業委員会の委員として、橋田美和（はしだみわ）君を任命することについて、同意することに決定しました。

次に、議案第 122 号、農業委員会の委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり、野坂賢思（のざかけんし）君を任命することについて、賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従いまして、農業委員会の委員として、野坂賢思（のざかけんし）君を任命することについて、同意することに決定しました。

これで、採決を終わります。

日程第 6、議員提出議案第 3 号、黒潮町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、及び議員提出議案第 4 号、黒潮町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを一括議題とします。

提案趣旨説明を求めます。

提出者、小松孝年君。

11 番（小松孝年君）

それでは、議員提出議案第 3 号、黒潮町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についての提案趣旨説明を行います。

改正する個所につきましては、新旧対照表で確認をお願いします。

新旧対照表の下線部分ですが、まず、第 2 条第 10 項及び第 12 条第 5 項の改正につきましては、番号利用法が改正されたことにより、引用する条項にずれが生じたため、それを修正しようとするものです。内容に変更はございません。

次に、第 53 条から第 55 条までの改正につきましては、刑法等の一部改正により、従来の刑罰である懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑とされたことから、当該条例中の文言を懲役から拘禁刑に改正しようとするものです。

また、附則で施行日については、第 2 条第 10 項及び第 12 条第 5 項の改正を令和 7 年 4 月 1 日から施行し、第 53 条から第 55 条までの改正を令和 7 年 6 月 1 日から施行することとしています。いずれも、それぞれの法律に併せて施行するものです。

その他、刑罰の適用等に関する経過措置等を規定しています。

以上で、議員提出議案第 3 号についての提案趣旨説明を終わります。

次に、議員提出議案第 4 号、黒潮町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についての提案趣旨説明を行います。

近年、地方議会議員のなり手不足が課題となっております。さまざまな要因があるかとは思いますが、地方議会議員の個人が、当該地方公共団体と取引額の多寡にかかわらず（多い少ないにかかわらず）、請負契約を締結することができないということも、その一つの要因ではないかと指摘されていました。

この課題を解決するために地方自治法の一部が改正され、各会計年度において、政令で定める一定の金額として、300万円までは議員個人による当該地方公共団体との請負契約の締結が可能となりました。

この改正により、町と請負契約の締結をした場合に、議員個人による請負の状況の透明性を確保するため、本条例を制定しようとするものです。

第1条では、この条例の目的を示しており、町に対し請負をする者などが請負の状況を公表することなどにより、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図るものと規定しております。

第2条では、報告の時期及び報告する事項を規定しております。

第3条以降につきましては、報告一覧の作成方法及び公表等、ならびに保存期間及び閲覧等について、それぞれ規定しております。

附則では、令和7年4月1日から施行し、同日始まる会計年度における請負から適用することとしております。

以上で、議員提出議案第4号についての提案趣旨説明を終わります。

以上、2議案につきまして、趣旨をご理解の上、ご賛同くださいますようお願い致します。

議長（中島一郎君）

これで、提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

初めに、議員提出議案第3号、黒潮町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議員提出議案第3号の質疑を終わります。

次に、議員提出議案第4号、黒潮町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議員提出議案第4号の質疑を終わります。

これで、提案趣旨説明及び質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

初めに、議員提出議案第3号、黒潮町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論は、ありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論は、ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議員提出議案第 3 号の討論を終わります。

次に、議員提出議案第 4 号、黒潮町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論は、ありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論は、ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議員提出議案第 4 号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議員提出議案第 3 号、黒潮町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第 3 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 4 号、黒潮町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についての採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第 4 号は、原案のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第 7、議員提出議案第 5 号、黒潮町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案趣旨説明を求めます。

提出者、山本久夫君。

9 番 (山本久夫君)

議員提出議案第 5 号、令和 7 年 3 月 18 日、黒潮町議会議長、中島一郎様。

黒潮町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について。

上記の議案について、黒潮町議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

黒潮町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、提案趣旨説明を行います。

本則中の改正は、議員の定数を 14 人から 12 人に改めようとするものです。

また、附則では、施行日を次の一般選挙からとし、経過措置として現在の任期が終わるまでの議員定数については、現行の 14 人とするとしています。

議会議員の定数については、令和 5 年 6 月定例議会において、議会から付託を受けた議会運営委員会が、令和 6 年 11 月まで調査を実施し、令和 6 年 12 月定例議会に、その調査結果を報告し調査を完了しました。

調査結果は、議員定数については、現行の 14 人から 2 人を削減し、次の一般選挙から 12 人とする事が報告されています。

議員定数については、多くの町民の関心も高く、意見交換会でも多数の意見が聞かれました。

今後の黒潮町の人口減少や社会の変化を考慮すると、議員定数の削減は必然的な対応ではないかと考えます。

また、議員各位においては、議会運営委員会の結果を尊重し、改正案に賛成し、可決くださいますようお願いし、提案趣旨説明と致します。

以上です。

議長（中島一郎君）

これで、提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案に対する、質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

水野佐知君。

7 番（水野佐知君）

私は、議員提出議案第 5 号、黒潮町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案について、反対する討論を行います。

1 つ目は、議員定数は町民の多様な意見をより正確に反映させることが必要です。議員の人数が減れば、少数意見が届きにくくなります。

2 つ目は、常任委員会等の人数が減ることは、審理能力や住民の意見の適正な反映をすることが難しくなります。

3 つ目は、会議体をつくり、議会改革などさまざまな角度からの検討議論を十分に尽くさないまま決めることは、時期尚早と考えます。

以上により、反対の討論と致します。

議長（中島一郎君）

次に、賛成討論はありませんか。

濱村美香君。

1 番（濱村美香君）

賛成討論を行います。

議員の資質向上と充実した議会活動のため、そして、本町の人口減少や、なり手不足を考慮し、先を見据えたこの議案に賛成です。

議長（中島一郎君）

次に、反対討論はありませんか。

宮地葉子君。

4 番（宮地葉子君）

私は、この議員定数を減らすことに反対の討論をします。

それはですね、今、確かに人口が減っています。人口が減ってるから議員定数を減らすというのはもっとものように聞こえますけども、また住民の中にもそういう意見は通りやすいですけども、私は人口が減ってるからこそ、議員を今の 14 人で頑張らなきゃいけないと思います。

この人口減少というのは全国的なもので、この衰退はなかなか止めづらいし、黒潮町でも限界集落がどんどん増えていきますけど、そういうときこそですね、議員は頑張って住民の多様な意見をいっぱい集めてですね、議会に反映させていかなきゃならないと思います。

もう一つがですね、議員のもともとの仕事ですね、役目です。大事な仕事があります。議員は住民の代表で、二元代表制として選ばれていきます。執行機関の代表の町長は町長選挙で、議員は議員の選挙で選ばれてきて、執行機関をチェックする、監視するという、一つの大きな役目があります。

それと、もう一つ大事なことは、住民の意見、多様な意見、いろんな意見がありますから、そういういろんな意見、それから小さな意見。なかなか言い出しにくいような小さな意見でも、議員がよく耳を傾けて、それを代弁していく、代表していくのが議員のもともとの仕事ですので、そういうことが力が弱くなると、住民の力が衰えてくると思います。

こういう、だんだん地方が疲弊してくるときには、議員と住民と、そしてもちろん執行機関も一緒になって、どうすれば黒潮町がこれから生き延びていくのにいい暮らしができてるか、いい議会ができるか、いい町政ができるか、それを話し合っていく。みんなで知恵を出し合っていく。そういう力は防災のときもよくやりましたけども、そういうことが大事ですので、減らすべきじゃないと思うんです。

もう一つ付け加えますと、議員定数を減らすっていうのは、議員の身分を決めることですよね。私は議運のメンバーですけども、確かにずっと議員を頑張って地域の住民の声を聞いてきましたけど、これは議員の身分ですから、もう少し全員協議会で、議会の本会議の場で意見を言うんじゃないかと、もっとみんなで意見を言って、反対意見賛成意見いろいろあると思うんですけど、少数意見もみんなで出し合って協議すること、議論することが、私は大事だったと思うんです。

そうすることによって、じゃあどうしたらいいか。人口も減ってるし、大変だけどどうしたらいいか。今後の黒潮町を考えたらいかにいいかっていう案がそこから出てくるんじゃないかと思って、議論をする過程が、私は抜けてたと思うんです。

こういう大事な、身分を制定する大事な議案をですね、もう少し配慮があつていいんじゃないかなと、私は思っています。私は議運で、この採決においては反対意見を言いましたが、この今提出された中には、多数決が民主主義のルールですから、少数意見は一切もう考慮されませんから。そうじゃなくて、今後はですね、

民主的に運営していくのはやっぱりいろんな場で少数意見も大事にされるような、そういう町政を進めていてほしいですから、議員定数を減らすことには反対です。

これで終わります。

議長（中島一郎君）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、反対討論はありませんか。

小松孝年君。

11 番（小松孝年君）

反対討論です。

この議案は定数割れを受けてですね、14 から 12 名に減らす提案でありますけれども、現在は再選挙によって 14 人を満たしております。

定数割れについては議員のなり手不足ということもありますけれども、その要因には、仕事面やさまざまな拘束、制限などがありまして、その割には報酬が少ないということもある。そして、また選挙という高いハードルもあります。

定数削減により、そのハードルがますます高いものになって、なり手不足にますます拍車をかけることがあるのではないかというふうにも思います。

その都度定数削減をしていたら監視機能の低下につながってくるのは、他の市町村の話を聞いても、そういった部分で苦しんでいる町村もあります。

また、本町の場合は定数割れした要因を、良く言えば行政運営は平和というか、まあ安定しているということも言えるのではないかというふうに思っております。それは、昔と違って執行部の皆さんの丁寧な説明もあって、議会で揉めるようなことが少なくなってきたことも一つではないかというふうにも思っております。

なり手不足解消のために、議員報酬の見直しや、いろいろ制限などの緩和も、今現在進んでいるところでもあります。黒潮町の人口も 1 万人を切って少なくなっておりますが、予算を見るとですね、単年度予算で標準財政規模の 2 倍を上回る状況の中です、今現在は。今、定数削減をすべきかどうか、ちょっと疑問に思います。

このたび、議会運営委員会で住民の聞き取り調査を行っていただきました。その中の報告がありましたけれども、その中で住民の意見などを読んでおりますと、結構住民からも、定数は減らさない方がいいという声も多くあったように思います。

以上のような内容で、今回はちょっと見送ってですね、全員協議会でもまたいろいろと、議員全員でやっぱり議論も必要です。

または、今回はもう 1 回出ましたので、次の選挙の結果を見て、また再度、次に検討すべきではないかと思ひまして、この議案に反対致します。

議長（中島一郎君）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、反対討論はありませんか。

浅野修一君。

6 番（浅野修一君）

この議案に対しまして、反対討論を致します。

私も議会運営委員会の方に籍を置いておりまして、昨年、一昨年、町内全域を回ってまいりました。

先ほど、趣旨説明の中には、多数の削減に対する多数の意見があったというふうな発言がございましたが、私が受け止めた中では、逆に今のままで行くべきやという声の方が多かった印象の方が強かったです。というのは、もう町民の方も、そういった今のままでしっかり見てくれというような声を聞きました。

そして、チェック機能である議会の方がですね、この100億を超える予算を12名の議員で見るっていうことは、委員会っていうのは2つ常任委員会あるわけですが、産業建設厚生常任委員会、総務教育常任委員会、2つの委員会があるんですが、12名になりますと、委員会のメンバーは5人、6人、そういった総数11名で見るということになります。単純に100億を半分、50億50億ではないわけですが、例えばそれに50億を5人で見るのか、6人で見るのか。現状は、7人と6人で見ております。それでもなかなか、チェックの方が十分かといえば、自分としてはそうでもないと思っております。

よってですね、この議員提出議案につきましては反対致します。

それと、自分と致しましては時期尚早といいますか、まだ早いというふうな思いでおります。

ゆくゆくはですね、定数も考えなくてはならないとは思いますが、今はその時期ではないということで、反対の意見を申し上げます。

以上です。

議長（中島一郎君）

次に、賛成討論はありませんか。

矢野依伸君。

13 番（矢野依伸君）

私は、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

議会運営委員会にこの議案のことについて付託を受けて、先ほど委員長もありましたように、各地区を回ってまいりました。その中には、さまざまな意見があったことは間違いございません。

ただ、私の受けておる印象は、総体的には人数の削減はやむなしの意見が多かったらと思います。意見の中には、現状でいいという意見もありましたけれども、総体的には、私はそのように受け止めております。

先ほどから反対意見の中でさまざまなご意見が出されておりますけれども、それは自分たちの議員の力量も高めていかなければならないし、そこは一定クリアができるものというふうに、私は思っております。

これが今、その時期にっていうのはあるかもしれませんが、この2人の減の削減については、一定の議会運営委員会の中でも全会一致とはならなかったけれども、●で議決をしたものでございます。

そういう趣旨からしまして、今回の提案については、私は賛成をしたいと思います。

ただ、もう一点だけ申し上げさせていただくと、このことにつきましては報酬のことが付いて回ります。で、この2つのことのものの考え方はありますけれども、定数については、今、提出ある議案に私は賛成で、意見を申し上げます。

議長（中島一郎君）

次に、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の起立を求め、起立されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

起立多数です。

従って、議員提出議案第5号は、原案のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 14 時 23 分

再 開 14 時 26 分

副議長（矢野依伸君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、議長の中島一郎君から、議会の申し合わせによりまして、議長の辞職願が提出されました。

この審議に当たり、副議長が議長の職務を行います。

お諮りします。

この際、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすること
に、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすること
に決定しました。

なお、議長の辞職の件につきましては、地方自治法第117条の規定により、中島一郎君は除斥の対象となり
ますので、退場を求めます。

追加日程第1、議長の辞職の件を議題と致します。

議長の中島一郎君から、議会の申し合わせにより、議席に配布をしております辞職願のとおり、本日をもっ
て議長を辞職したい旨の申し出がありました。

お諮りします。

中島一郎君の議長の辞職を許可することについて、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、中島一郎君の議長の辞職については、許可することに決定を致しました。

追加日程第1の審議が終了しましたので、中島一郎君の入場を許可します。

中島一郎君は議席にお戻りをください。

中島一郎君に申し上げます。議長の辞職は許可されましたので、報告を致します。

ただ今、議長が欠けました。

お諮りします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと

思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定を致しました。

追加日程第2、議長の選挙を行います。

この選挙は、投票によって行います。

議場の出入口を閉鎖をします。

ただ今の出席議員は、14人です。

次のとおり、立ち合い人を指名を致します。

会議規則第31条第2項の規定により、立ち合い人に、2番、山本牧夫君、3番、澳本哲也君を指名します。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

山本牧夫君及び澳本君は、投票箱の点検をお願いします。

異常はありませんか。

(なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名で行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員から順次投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

山本牧夫君及び澳本君は、開票の立ち合いをお願いしますを致します。

選挙の結果を報告します。

投票総数14票。

そのうち、有効投票14票、無効投票は0票です。

中島一郎君が8票、澳本哲也君、6票であります。

以上の結果でございます。

従いまして、中島一郎君が議長に当選をされました。

これで、議長の選挙を終わります。

議場の出入り口を開きます。

ただ今の選挙で、議長に当選されました中島一郎君が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知を致します。

当選人の中島一郎君から、当選の承諾及びあいさつをお願いを致します。

議長（中島一郎君）

ただ今、議員の皆さんのご支援をいただき、再度、議長の職に就任することになりました。どうか、よろしくお願い致します。

この2年間を振り返れば、令和5年4月の全国地方選挙において議員のなり手不足が報道される中、本町の町議会選挙でも、残念ながら定数割れという結果となりました。

この結果を真摯（しんし）に受け止め、議員の皆さんの協力の下、9月から町民との意見交換会を24カ所で開催し、350人の参加をいただいたところであります。町民の皆さんからの意見や要望を聞くことで、議会の存在意義を高めることにもなりました。

これからも町民に寄り添う議会活動を目指し、黒潮のさらなる発展と住民福祉の増進のために円滑な議会運営に努めてまいりますので、どうかよろしくお願いを致します。

副議長（矢野依伸君）

ありがとうございました。これから、よろしくお願いを致します。

ここで、議長を交代を致します。

中島一郎議長は、議長席にお着きください。

議長（中島一郎君）

議長を交代しました。

これから、引き続き議会の議長を務めますので、よろしくお願い致します。

暫時休憩します。

休 憩 14 時 41 分

再 開 15 時 00 分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、副議長の矢野依伸君から、議会の申し合わせにより副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

なお、副議長の辞職の件につきましては、地方自治法第117条の規定により、矢野依伸君は除斥の対象となりますので、退場を求めます。

追加日程第3、副議長の辞職の件を議題とします。

副議長の矢野依伸君から、議会の申し合わせにより、議席に配布をしております辞職願のとおり、本日をもって副議長を辞職したい旨の申し出がありました。

お諮りします。

矢野依伸君の副議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、矢野依伸君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

追加日程第3の審議が終了しましたので、矢野依伸君の入場を許可します。矢野依伸君は議席にお戻りください。

矢野依伸君に申し上げます。副議長の辞職は許可されましたので、報告を致します。

ただ今、副議長が欠けました。

お諮りします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに選挙を行いたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票によって行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

ただ今の出席議員は、14人です。

次のとおり、立ち合い人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立ち合い人に、4番、宮地葉子君、5番、宮川徳光君を指名します。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

宮地君及び宮川君は、投票箱の点検をお願いします。

異常はありませんか。

(なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名で行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員から順次投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

宮地君及び宮川君は、開票の立ち合いをお願いします。

選挙の結果を報告します。

投票総数14票。

そのうち、有効投票14票、無効投票0票です。

有効投票中、浅野君6票、濱村君6票、青木君1票、矢野依伸君1票です。

この選挙の法定得票数は4票であり、浅野君、濱村君の得票数は、いずれもこれを超えております。
それぞれの得票数は同数です。

この場合、地方自治法第118条第1項の規定では、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

くじを引く順番は、申し合わせにより年長の議員からとしていますので、初めに浅野君、次に濱村村君となります。

くじは、無作為に抽推した番号くじ5本を用意し、数字の少ないものを引いた方が当選人となります。
浅野君、濱村君が議場におられますので、これからくじを引いていただきます。

答弁席の前においでください。

くじの結果を報告します。

くじの結果、濱村君が副議長に当選されました。

これで、副議長の選挙を終わります。

議場の出入り口を開きます。

ただ今の選挙で副議長に当選されました濱村美香君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知を致します。

当選人の濱村美香君から、当選の承諾及びあいさつをお願いします。

副議長（濱村美香君）

ただ今、選出をいただきありがとうございました。

勉強不足のところは多々ありますが、議長を補佐し、一生懸命町民のために頑張ってまいりたいと思います。

ご指導よろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

ありがとうございました。これから、よろしくお願い致します。

副議長の改選に伴い、議席の一部を変更したいと思います。

お諮りします。

この際、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議席の一部を変更したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議席の一部を変更することに決定しました。

追加日程第5、議席の一部変更を行います。

副議長の改選に伴い、会議規則第3条第3項の規定により議席の一部を変更します。

申し合わせのとおり、副議長を13番席にするため、副議長の濱村美香君を13番席に、13番席の矢野依伸君を1番席に、それぞれ変更致します。

議席の移動については、次の議会からお願いします。

以上で、議席の一部変更を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 15 時 19 分

再 開 15 時 27 分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をします。

産業建設厚生常任委員会の委員長の互選についてご報告致します。

副議長の改選に伴い、濱村産業建設厚生常任委員長から委員長を辞任したいとの申し出があり、先ほど開催しました、産業建設厚生常任委員会で許可した旨、通知がありました。

それに伴い、後任として、吉尾昌樹君を委員長に、矢野昭三君を副委員長に互選した旨、通知がありましたので、ご報告を致します。

日程第8、議員の派遣に関する件についてを議題とします。

会議規則第127条の規定による、議員の派遣に関する件については、皆さまの議席に配布したとおりであります。

お諮りします。

議員の派遣に関する件に記載しているとおり、議員を派遣することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、議員の派遣に関する件に記載しているとおり、議員を派遣することに決定しました。

日程第9、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第74条の規定に基づき、議席に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査について、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也）

令和7年3月第13回黒潮町議会定例会、お疲れさまでした。

また、今議会に提案させていただきました議案につきまして可決、同意をいただき、ありがとうございます。

本議会を通じ賜りましたご意見を参考に、引き続き、住民福祉の向上に全力で取り組んでまいります。

議長（中島一郎君）

これで、町長の発言を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和7年3月第13回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 15時 30分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

中島 一郎

署名議員

濱村 美香

署名議員

山本 牧夫